

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第6条 病院に、中央診療センターを置く。</p> <p>2 中央診療センターは、第6項に定める部、室及びセンターを総括する。</p> <p>3 中央診療センターに、センター長を置く。</p> <p>4 センター長は、病院長が指名する副病院長をもつて充てる。</p> <p>5 センター長は、中央診療センターの業務をつかさどる。</p> <p>6 中央診療センターに、次の部、室及びセンターを置く。                  検査部                  手術部                  放射線部                  救急部                  リハビリテーション部                  デイ・ケア診療部                  医療器材部                  輸血細胞治療部                  周産母子診療部                  人工腎臓部                  病理部                  疾患栄養治療部                  集中治療部                  内視鏡部                  臓器移植医療部                  遺伝子診療部                  心臓血管疾患集中治療部                  女性のこころとからだの相談室                  新生児集中治療部                  脳卒中診療部                  臨床心理室                  母体胎児集中治療部                  地域ネットワーク医療部                  がんセンター                  リウマチセンター                  もやもや病支援センター                  高度生殖医療センター</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、中央診療センターに関し必要な事項は、病院長が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第6条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6 中央診療センターに、次の部、室及びセンターを置く。                  検査部                  手術部                  放射線部                  救急部                  リハビリテーション部                  デイ・ケア診療部                  医療器材部                  輸血細胞治療部                  周産母子診療部                  人工腎臓部                  病理部                  疾患栄養治療部                  集中治療部                  内視鏡部                  臓器移植医療部                  遺伝子診療部                  心臓血管疾患集中治療部                  女性のこころとからだの相談室                  新生児集中治療部                  脳卒中診療部                  臨床心理室                  母体胎児集中治療部                  地域ネットワーク医療部                  がんセンター                  リウマチセンター                  もやもや病支援センター                  高度生殖医療センター  <u>頭蓋底腫瘍センター</u></p> <p>7 (同 左)</p> <p>附 則                  この規程は、平成30年3月1日から施行する。</p>